

【テレビ会議システムのみによる理事会】および【ハイブリッド理事会】の両方を開催可能とする「管理規約」

<現行の管理規約と変更案の対比>

変更箇所は下線部分

現行	変更案
<p>(理事会の会議及び議事)</p> <p>第53条 理事会の会議は、理事の半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は出席理事の過半数で決する。</p> <p>2 議事録については、第49条(第4項を除く。)の規定を準用する。ただし、第49条第2項中「総会に出席した組合員」とあるのは「理事会に出席した1名の役員」と読み替えるものとする。</p>	<p>(理事会の会議及び議事)</p> <p>第53条 理事会の会議は、理事の半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は出席理事の過半数で決する。</p> <p><u>2 理事会会場に出席できない理事はインターネット技術によるテレビ会議等で理事会に出席し議決権行使を行うことができる。</u></p> <p><u>3 理事会の会議はインターネット技術によるテレビ会議等を用いて開催することができる。</u></p> <p><u>4 議事録については、第49条(第4項を除く。)の規定を準用する。ただし、第49条第2項中「総会に出席した組合員」とあるのは「理事会に出席した1名の役員」と読み替えるものとする。</u></p>